

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事 務 局 長 米 山 篤 史

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う
宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添
資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の
施行に伴う宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について
(令和3年9月1日 国不動第65号、国不参第56号)
(2) (参考)改正部分抜粋
2. 参 考 H P (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に
伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令を閣議決定(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00025.html
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上

国 不 動 第 6 5 号
国 不 参 第 5 6 号
令 和 3 年 9 月 1 日

業界団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
参 事 官
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う
宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について

令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。以下「整備法」という。)において、行政手続及び民間手続に係る国民の負担や利便性の向上を図るため、押印を求める行政手続・民間手続について、その押印を不要とするとともに、民間手続における書面交付等について電磁的方法により行うことなどを可能とする見直しが行われた。

整備法の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第224号。以下「整備政令」という。)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する省令(令和3年国土交通省令第53号。以下「整備省令」という。)が制定され、所要の規定の整備が行われたところである。

これに伴い、下記のとおり通知するので、貴団体におかれては、貴団体加盟の宅地建物取引業者等に対する周知・徹底を図られたい。

記

1. 宅地建物取引業法関係の改正内容について

- ・整備省令により、宅地建物取引業者がその従業者に携帯させなければならないとされている従業者証明書における押印規制を廃止する。

2. 積立式宅地建物販売業法関係の改正内容について

- ・整備省令により、積立式宅地建物販売業者がその従業者に携帯させなければならないとされている従業者証明書における押印規制を廃止する。

3. マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係の改正内容について（マンション管理業関係）

- ・整備法により、重要事項説明書及び契約の成立時の書面における管理業務主任者の押印規制を廃止するとともに、所要の改正を行う。
- ・整備政令により、管理業務主任者が交付する重要事項説明書の電子化に関する手続について所要の改正を行う。
- ・整備省令により、マンション管理業の登録を受けようとする者の本人確認書類の例示に個人番号カードの写しを加える。
- ・整備省令により、管理業務主任者が交付する重要事項説明書及び契約の成立時の書面の電子化に関する手続について所要の改正を行う。
- ・整備省令により、マンション管理業者がその従業者に携帯させなければならないとされている従業者証明書における押印規制を廃止する。

4. 住宅宿泊事業法関係の改正内容について（住宅宿泊管理業関係）

- ・整備省令により、住宅宿泊管理業の登録を受けようとする者の本人確認書類の例示に個人番号カードの写しを加える。
- ・整備省令により、住宅宿泊管理業者がその従業者に携帯させなければならないとされている従業者証明書における押印規制を廃止する。

5. 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律関係の改正内容について

- ・整備省令により、賃貸住宅管理業者がその従業者に携帯させなければならないとされている従業者証明書における押印規制を廃止する。

以上

改正部分抜粋

1. 宅地建物取引業法施行規則の一部改正

第十三条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「印」を削り、同様式備考2中「記入し、事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。

2. 積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正

第二十条 積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「印」を削り、同様式備考2中「記入し、事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。

3. マンションの管理の適正化の推進に関する法律

(1) 施行令の一部改正

第八条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「承諾」を「承諾等」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第七十二条第七項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は」とあるのは、「係る」と読み替えるものとする。

(2) 施行規則の一部改正

第三十二条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第五十三条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第六十九条の二第二項第一号イ中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。第八十四条の二第一項中「第八十四条の四」を「第八十四条の五」に改める。

第八十四条の三中「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第一号中「前条一項各号」を「第八十四条の二第一項各号」に改める。

第八十四条の四第一項中「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条を第八十四条の五とし、第八十四条の三を第八十四条の四とし、第八十四条の二の次に次の一条を加える。

第八十四条の三 法第七十二条第七項及び第七十三条第三項の国土交通省令で定める方法については、前条の規定を準用する。
第八十五条の二を削る。
別記様式第十号中「申請者印」を「申請者」に改める。
別記様式第二十九号備考2中「記入し、事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。

4. 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正

第四十六条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十八条第二項において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第二十八条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第九号様式備考2中「記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。

5. 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正

第四十七条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号備考2中「記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。

注)官報号外第180号(令和3年8月4日)、第198号(令和3年8月31日)より抜粋